

乳幼児保育 第2回目サ ポート授業

2024年12月
3日

- レポート課題②
- 3歳未満児の発達を踏まえた援助と配慮
- 3歳未満児の発達を踏まえた遊び保育
- 3歳未満児の保健・衛生・安全管理
- 3歳以上児に移行する時期の保育
- 乳幼児保育及び子育て支援に対する支援

東北こども福祉専門学院
講師 三浦 えみ子

課題② レポート課題

『保育所保育指針』第1章を保育に関する基本原則、児童福祉の理念として述べられている保育所保育における「子どもの最善の利益」の保証について具体例を示しながら述べて下さい。

- 1 テキスト及び『保育所保育指針』の第一章を熟読し理解し、通称「子どもの権利条約」をまず学びましょう。
- 2 子どもが保証されなければならない権利について、テキスト等を参考にしながら、一つ事例を挙げて具体的に説明して下さい。
- 3 上記の学びを総括し、子どもを権利の主体として位置付けている児童福祉法第一条の理念と『保育所保育指針』に述べられている保育所保育に求められている事がらをまとめて下さい。

課題② レポート課題 手引き

1 テキスト及び『保育所保育指針』の第一章を熟読し理解し、通称「子どもの権利条約」をま
ず学びましょう。

- 『保育所保育指針』の第1章を熟読しよう。
- 「子どもの権利条約」を学びましょう。

第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、**入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。**

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、**保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。**

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱るとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

2 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようになる。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

(2) 指導計画の作成

ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。

オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるように必要な援助を行うこと。

ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

(4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

(ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

(ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

「子どもの権利条約」が定めている権利

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。



1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



第3条 子どもにとってもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。



第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。



第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。



第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。



第11条 よその国に連れさらられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。



第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。



第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。



第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。



第19条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょに暮らせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。



第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、援助を受けることができます。



第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実させてくらするように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。



第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。



第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。



第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。



第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。



第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。



第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。



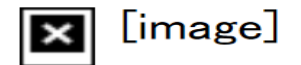
第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。



第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。



第33条

麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。



第34条

性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。



第35条

ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守られなければなりません。



第36条

あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。



第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。



第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れて行ってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。



第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。



課題② レポート課題 手引き

2子どもが保証されなければならない権利について、テキスト等を参考にしながら、一つ事例を挙げて具体的に説明して下さい。

○第12条 意見表明権について考えてみましょう

- ・乳幼児が意見を表明するということは、どのようなことか考えましょう。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



課題② レポート課題 手引き

3 上記の学びを総括し、子どもを権利の主体として位置付けている 児童福祉法第一条の理念と『保育所保育指針』に述べられている 保育所保育に求められている事がらをまとめて下さい。

○子どもを権利の主体として述べられている『保育所保育指針』に求められている事柄は何かを考えよう

児童福祉法第一条の理念

第一章 総則（児童福祉保障の原理）

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、**入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場**でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、**養護及び教育を一体的に行うこと**を特性としている。

第3章 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育

第1節 3歳児未満児の生活と環境

1、乳幼児の食生活とその環境・援助の実際 P53

(1) 1歳児未満

- ①授乳期 誕生～おおむね生後3か月頃
- ②離乳食準備～離乳食開始期 概ね生後5か月～6か月頃
- ③離乳中期 おおむね7か月～8か月頃 P54
- ④離乳食期 おおむね9か月～11か月頃

(2) 1歳以上3歳未満 P57

- ①離乳食完了期 おおむね12か月～18か月頃
- ②おおむね1歳6か月～3歳未満 P62

※PW「離乳食の基本」参照

1、乳幼児の食生活とその環境・援助の実際 P53

(1) 1歳児未満

①授乳期 誕生～おおむね生後3か月頃

- ・この時期は、睡眠と授乳が乳児にとって主要な生活リズムの中心
- ・雰囲気落ち着いた中で、保育者に抱かれて目と目を合わせて優しく話しかけながら授乳する
- ・授乳では、胃にミルクと一緒に空気が入ってしまう為、縦抱きにして必ず排気(げっぷ)をさせる
- ・乳児の個人差に留意しそれぞれに適した感覚で様子を見ながら授乳の調整をしていく

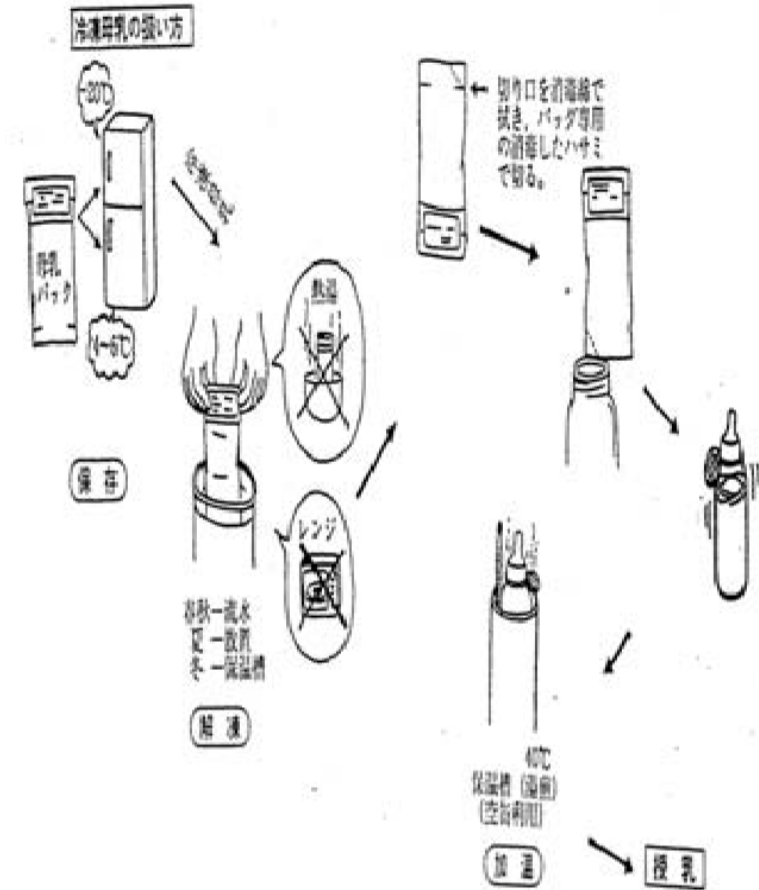
※母乳栄養のメリット

- ①必要な栄養が揃っていて、生後5か月までの栄養は母乳だけで十分発育する
- ②消化吸収が良く、栄養効率が優れている
- ③ミネラルが少なく、たんぱく質の分解産物も少ないので、飲み過ぎても腎臓に負担がかからない
- ④母乳中に多くの免疫グロブリンAが含まれていて、病原体の増殖を抑制するのに役立つ
- ⑤牛乳はアレルギーを生じることがあるが、母乳はアレルギーの心配がない
- ⑥母乳中には乳房を清潔に保つ限り、分泌される乳汁は衛生的である
- ⑦母乳間の心理的安定が形成され、乳児の情緒的な人格形成に影響を与える
- ⑧母乳栄養は経済的で、簡便で手間がかからない

【冷凍母乳の取り扱い方の確認事項】

冷凍母乳は直接授乳と違っていろいろな過程を経るので、衛生的な配慮、手順が大切になる。

- ①冷凍母乳は搾乳後すみやかに冷凍し、冷凍後 1 週間以内のものを原則として、受け入れることとする。
- ②冷凍母乳を受け取る際には名前、搾乳日時、冷凍状態を確認し、冷凍庫（ -15°C 以下）で保管する。
- ③専用の冷凍庫がない場合、他の食品に直接接触れないように、専用の容器やビニール袋に入れて保管する。
- ④母乳は飲む子どもの母親のものであることを確認する。病気感染などの防止のため、間違いのないようにする。
- ⑤授乳時間に合わせて解凍する。
- ⑥解凍するときは、母乳バッグのまま水につけ、数回水を取り替える。熱湯や電子レンジでは解凍しない。
- ⑦1 度解凍したものは、使わなくても再冷凍はしない。また、飲み残しは捨てる。
- ⑧解凍した母乳を 40°C 程度（体温に近い温度）の湯せんで加温する。
- ⑨成分が分離しやすいので、ゆっくり振り混ぜあわせてから与える。
- ⑩解凍した母乳は、母乳バッグの下の切り込み部分を引き裂いて、哺乳瓶に注ぐ。



②離乳食準備～離乳食開始期 概ね生後5か月～6か月頃

- ・乳児がスプーンに慣れることが重要
- ・薄い重湯を少しスプーンにとり、乳児の下唇にスプーンを横向きにして当て、乳児がすすむようにな感じで当てる事が望ましい
- ・この時期の乳児に与える食事は、まだ慣らし段階となり、1日1回となる
- ・離乳食の直後には、適量のミルクや母乳を与える

③離乳中期 おおむね7か月～8か月頃 P54

- ・一日一回の離乳食から2回食となる(上下の前歯が2本生えてくるのが目安)
- ・自ら食べるという行為を大切にし、手の平に持ちやすい前歯で、かみ切れる形状を与える
- ・食事の形状は、これまでのトロミのあるものから、舌で押しつぶせる柔らかさ、大きさにする
- ・コップのすすり飲みの練習も促す
- ・食事後にミルクや母乳を適量補う(100cc～150cc程度)

④離乳食期 おおむね9か月～11か月頃

- ・この時期は、乳児の前歯は上下4本生えそろう
- ・食材は、奥の歯でつぶせる硬さにする
- ・喉に引っ掛かりやすいのでトロミを付ける工夫をする
- ・手に持ったパン、ビスケットを食べるのが上手になることから、自ら食べようとする気持ちを認め、進めていく
- ・要求に応じて食事を進めて行く
- ・哺乳瓶からコップで飲めるようにして行く

(2) 1歳以上3歳未満 P57

⑤離乳食完了期 おおむね12か月～18か月頃

- 前歯上下6本が生え、離乳食完了期になると、授乳は必要なくなる
- 家庭での朝食・昼食・3時のおやつ・家庭での夕食の4回となる
- 3時間から3時間半で空腹になるので、4～5回に分けて食事させる
- おやつは食事に近いものが必要
- 食事の味は薄味が基本、食材そのものの味を知ることができるようにする
- 安全に食事するには、※食べる姿勢や※のどに詰まらせないような食品を避けることが大切
- 食べたことを褒めたり、見守ることができるように配慮する

⑥おむね1歳6か月～3歳未満 P62

- ・自分でスプーンを使い食べられるようになる
- ・個人差があるので開始する時間は子ども一人ひとりによって調整する
- ・十分に遊び、眠くなっていない時間に設定すると良い
- ・エプロンを自分でつけることで食事に向かう気持ちを子どもが自ら持てるようにする
- ・苦手なものを口にすることが出来たらしっかりと褒めて成功感が持てるようにする
- ・苦手な食事を除く場合は、他の食材で補うなど、十分な摂取量にする
- ・食事が終わったら、食後の挨拶・口をおしぼりで拭く・食器を所定の位置に戻すなどの一連の動作としての生活環境が身に付くようにする

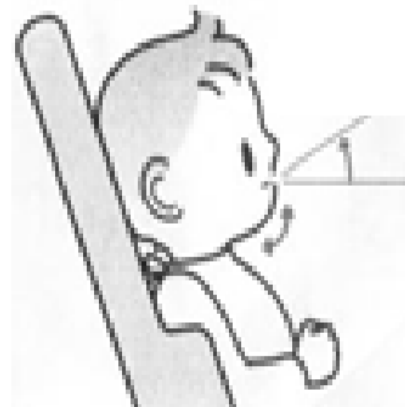
※PW「離乳食の基本」参照

① 姿勢のポイント

* 5、6か月(嚥下を促す姿勢)

- ・ 介助しながら摂食・嚥下機能を上手に獲得させていく。
- ・ 子どもの発育・発達には個人差があるので、子どもの様子をよく見ながら離乳食を進めていき、食べる姿勢に配慮していく。

(嚥下を促す摂食指導)



開口時に、舌が床に平行程度の頸部の角度にする。

* 7、8か月～幼児期(顎や舌に力が入る姿勢)

- ・ 椅子の場合は、足の裏が床につく高さにして深く座る。
- ・ テーブルに向かってまっすぐに座り、肘がつく高さにする。



・ 背もたれは、お風呂マットに、カバーを掛けるなどの工夫をする。

・ 足元はお風呂マットを切ったりくりぬいたりして工夫する。

② 見守りポイント

② 見守りポイント

- ・子どもの食べ方の特徴を理解し、年齢発達や個人差に合った食事指導をしているか？
- ・安全に食べているか、子どもの表情が見える位置にいるか？
- ・常に食事中の見守りを怠らないようにする。
- ・食べ方に注意が必要な食材は、食べる前に説明をする。

③ 安全な「食べ方」のポイント

*安全な「食べ方」を身に付けて、窒息事故を予防する。

- ・食べることに集中する。
- ・姿勢を整える。
- ・水分を取ってのどを潤してから食べる。
- ・遊びながら食べない。
- ・食べやすい大きさにする。
- ・つめ込みすぎない。
- ・口の中に食べ物がある時は、話をしない。
- ・よく噛んで食べる。（※参照）

※ 「 よく噛んで食べる 」

乳幼児期から学童期は、食べ方を育てる時期となる。
口腔機能が発達し歯の生え変わる時期でもある。
また、五感を育て咀嚼習慣を育成する大切な時期となる。

「 よく噛むことのメリット 」

- 食べ物が栄養分として消化吸収されやすくなる。
- 素材の味や歯ごたえ、噛む音等五感を使って楽しむことができる。
- 唾液がたくさん出て、口の中がきれいになる。
- 満腹感を得ることができる。

保育園でリンゴ食べた後の事故相次ぐ 鹿児島で生 後 7 カ月の女児死亡

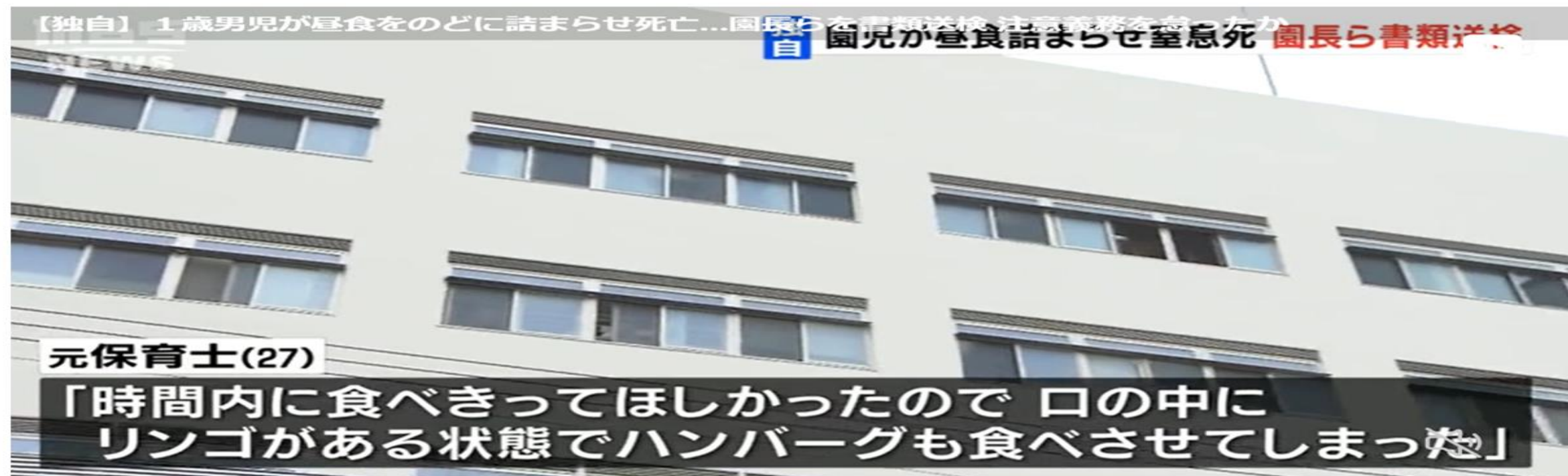
朝日新聞 2023 年 5 月 31 日



園の説明によると、4月18日午後、保育士がすり下ろしたリンゴを女児に食べさせた後、仰向けに寝かせていた。保育士は女児の着替えを取りにいき、戻ってきたところで異変に気づき、背中をたたくなどしたという。心肺停止状態で病院に運ばれて入院していたが、弁護士によると5月28日に亡くなったという。



【独自】1歳男児が昼食をのどに詰まらせ死亡...園長ら 書類送検 注意義務を怠ったか

2020年に大阪市の私立保育園で当時1歳2か月の男の子が昼食をのどに詰まらせ死亡した事件で、警察は保育園の園長ら2人を業務上過失致死の疑いで書類送検しました。




2020年2月、大阪市城東区の「ゆりかご第2保育園」で当時1歳2か月の男の子が昼食をのどに詰まらせ死亡しました。

① 給食での使用を避ける食材

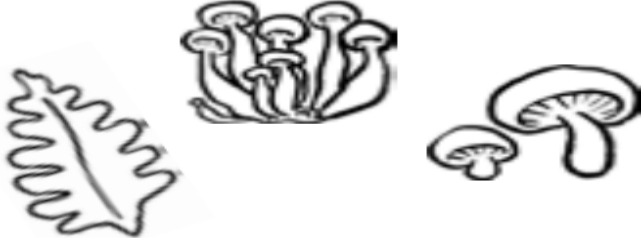

食品の形態、特性	食材	備考
<p>球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)</p> 	<p>プチトマト</p> 	<p>四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え</p>
	<p>乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)</p>	
	<p>うずらの卵</p>	
	<p>あめ類、ラムネ</p>	
	<p>球形の個装チーズ</p>	<p>加熱すれば使用可</p>
	<p>ぶどう、さくらんぼ</p>	<p>球形というだけでなく皮も口に残るので危険</p>
<p>粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)</p>	<p>餅</p>	
	<p>白玉団子</p>	<p>つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い</p>
<p>固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)</p>	<p>いか</p>	<p>小さく切って加熱すると固くなってしまう</p>

② 0、1歳児クラスは提供を避ける食材（咀嚼機能が未熟なため）

食品の形態、特性	食材	備考
固く噛み切れない食材	えび、貝類 	除いて別に調理する。 例：クラムチャウダーの時は、 0、1歳児クラスはツナ シチューにする
噛みちぎりにくい食材	おにぎりの焼き 海苔	きざみのりをつける



③ 調理や切り方を工夫する食材

食品の形態、特性	食材	備考
<p>弾力性や繊維が固い食材</p> 	糸こんにゃく、白滝	1 cmに切る (こんにゃくはすべて糸こんにゃくにする)
	ソーセージ	縦半分に切って使用
	えのき、しめじ、まいたけ	1 cmに切る
	エリンギ	繊維に逆らい、1 cmに切る
	水菜	1 cmから1.5 cmに切る
	わかめ	細かく切る
<p>唾液を吸収して飲み込みづらい食材</p>	鶏ひき肉のそぼろ煮	豚肉との合いびきで使用する または片栗粉でとろみをつける
	ゆで卵	細かくし、なにかと混ぜて使用する
	煮魚	味をしみ込ませ、やわらかくしっかり煮込む
<p>のりごはん (きざみのり)</p> 	きざみのりを、かける前にもみほぐし細かくする	

保育所保育指針 第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くななどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

○乳児の育つ姿

- ①身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
- ②社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」
- ③精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」

保育所保育指針 第2章 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)基本的事項

ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

保育所保育指針 第2章 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

(1)基本的事項

イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。

ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。

2、乳幼児の遊びとその環境 P63

(1) 1歳児未満

① おおむね4か月～1歳ごろ

○ 生後4か月から満1歳ごろの発達

- 首がすわる
- 寝返りが出来る（触って確かめたい好奇心が働く）
- 自分の手足で遊ぶ
- 難語が増え、声を出して遊ぶ、大人の声に反応
- 目と手の協応が出来るようになる
- 触れたい物への関心が高まる
- 乳児自身への身体への関心が芽生える（なめる事で認識する）
- うつ伏せ、仰向け、ずりばいの開始（足の力がつく事で歩行に繋がっていく）
- 手足を這って動かす（脳神経を動かす事で脳の発達に繋がる）

※十分なハイハイさせることが必要

※PW「赤ちゃんの成長12か月」参照

○遊び

- ・感覚遊び・手足を這って動かす遊び・親指と一指し指で摘まめる遊び

※PW「0歳の遊び12か月」参照

(2) 1歳以上3歳未満 P65

① 1歳以上2歳未満児

○身体発達

- ・歩行が出来る(運動神経と筋肉、平衡バランスの発達)

○遊び

- ・探索遊び、仕掛けのある遊び

(トンネルマット遊び・手押し木製車)

- ・座って手先を使う遊び

(積み木・ボール・ぬいぐるみ・型落とし・絵本)

②2歳以上3歳未満児

○身体発達

- ・走る、跳ぶ、椅子に座る、体のバランスをとる
- ・ボールを蹴る、投げる
- ・階段を手すりをもち登る

○遊び

- ・積み木積み、紐通し、棒通し、型はめ
- ・動きや遊びの模倣

※場所やおもちゃの取り合いなどトラブルが見られる(噛みつき
の開始)

※同じ玩具を複数用意することや二人の仲立ちをすることが必要

※トラブル〈噛み付きの開始〉 P67

※参照 PW「噛み付きについて」

●噛み付きについて考えよう（グループW）噛み付きについて

①配慮

②気を付ける事

MEMO

月齡毎の遊びの発達過程 1

● 1ヶ月～3ヶ月

- ・ ガラガラやメリーなど動く物を見つめる
- ・ 保育者の歌声などを聞くと、喜んで声を出す
- ・ 抱っこして散歩し、光や風にあたる

● 4ヶ月～6ヶ月

- ・ 手を出して掴み、握ったりなめたりする
- ・ ガラガラ、プレイジム、ぬいぐるみなどで遊ぶ
- ・ 「いないいないばあ」やくすぐり遊びを楽しむ

● 7ヶ月～9ヶ月

- ・ ブロック・ガラガラなど両手に持ち、なめたりして確かめる
- ・ 絵本を読んでもらい保育者の表情や仕草を真似る
- ・ 風呂敷などを使って「いないいないばあ」を楽しむ

月齢毎の遊びの発達過程 2

● 10ヶ月～12ヶ月

- ・ 太鼓など音の出るおもちゃなどを何度も叩いて喜ぶ
- ・ 指先でつまんで入れたり出したりして喜ぶ
- ・ 保育者とバイバイなどの身振り手振りで遊ぶ

● 13ヶ月～19ヶ月

- ・ 戸外に出ると、興味のある物に向かって歩いて行く
- ・ 鍵やボタンなどをどのように使うか確かめて遊ぶ
- ・ 絵本などを通して保育者とやり取り遊びを楽しむ

● 20ヶ月～24ヶ月

- ・ ボールを投げたり、しゃがんだりなど全身活動を好む
- ・ 砂や水などいろいろな素材に触れ感触を楽しむ
- ・ 友達と遊びを好み、トラブルになる事もある

月齢毎の遊びの発達過程 3

● 25ヶ月～31ヶ月

- 高いところから飛び降りたり、ぶら下がったり、全身を使って遊ぶ
- リズムに合わせて手足を動かしたり、指先を使うような遊びに夢中になる
- ごっこ遊びがさかんになり、その役になりきって遊ぶ

● 32ヶ月～36ヶ月

- 三輪車をこいだり、平均台をバランスをとって渡る
- ハサミ、ノリなどの道具を使って作る事を楽しむ
- 椅子や積み木などを使って電車やトンネルに見立てて遊ぶ

月齢と発達毎の援助・配慮 1

● 6ヶ月

- ・ 左右の寝返りを促す
- ・ 小さな玩具の誤飲に注意する
- ・ 一人ひとりの遊びのおもちゃと遊びの空間を確保する
- ・ 見守り、共感する

● 7ヶ月

- ・ 興味ある玩具を子どもに目で追わせながら膝近くに持っていく

月齢と発達毎の援助・配慮 2

● 8ヶ月

- 手を伸ばした先や移動すれば届く場所に玩具を置いて誘う
- 広い空間やスロープを作り、マットで障害物を置いたりしてたくさんの移動運動ができるようにする

● 9ヶ月

- 自らお座り出来ているか確認する
- つかまり立ちに向けて高さのある台を用意して行く

月齢と発達毎の援助・配慮 3

● 10か月

- ・ 材質や重さが違うもの、音のでるものなど、変化をもたらせ繰り返し楽しめるようにする
- ・ 手と目が届く高さの壁面、つるすおもちゃの位置などを考えておく
- ・ つかまり立ちで元に戻れないので、援助する

● 11か月

- ・ 壁に添って立ち台を置いたり、サークルなどに興味のある玩具を置き、伝い歩きを促す
- ・ 歩行を助ける時は、指を握らせ子どもの肘が肩より上がらないようにする

月齢と発達毎の援助・配慮 4

● 18か月

- ・ 引く・押す・入る・出る・登る・降りるなどの運動が十分楽しめるスペースを保障する
- ・ 怪我が増える時期なので安全に配慮する

● 24か月

- ・ 適切な道具を準備し、遊びの空間を整える
- ・ 生活の中で再現しやすい遊びの環境作りをする

● 30か月

- ・ 室内でも、粗大運動が出来るスペースと道具を保障する

3、乳幼児期の睡眠とその環境・援助の実際 P68

(1) 1歳未満児

① 3か月未満児

○生活の大半は浅い眠りの繰り返しとなる

- ・ 3時間置きに目を覚ます
- ・ 3か月頃には、午前睡・午後・夕方・夜の睡眠となる

② おおむね3か月～1歳未満児

○睡眠パターンは出てくるが個人差に留意する

- ・ 日中の睡眠は、午前・午後・夕方の3回となる
- ・ 6か月～1歳頃は午前、午後の2回となる
- ・ 1歳頃には午後1回の午睡

○睡眠中の **SIDS**（乳幼児突然死症候群）へ配慮する

※睡眠中の窒息

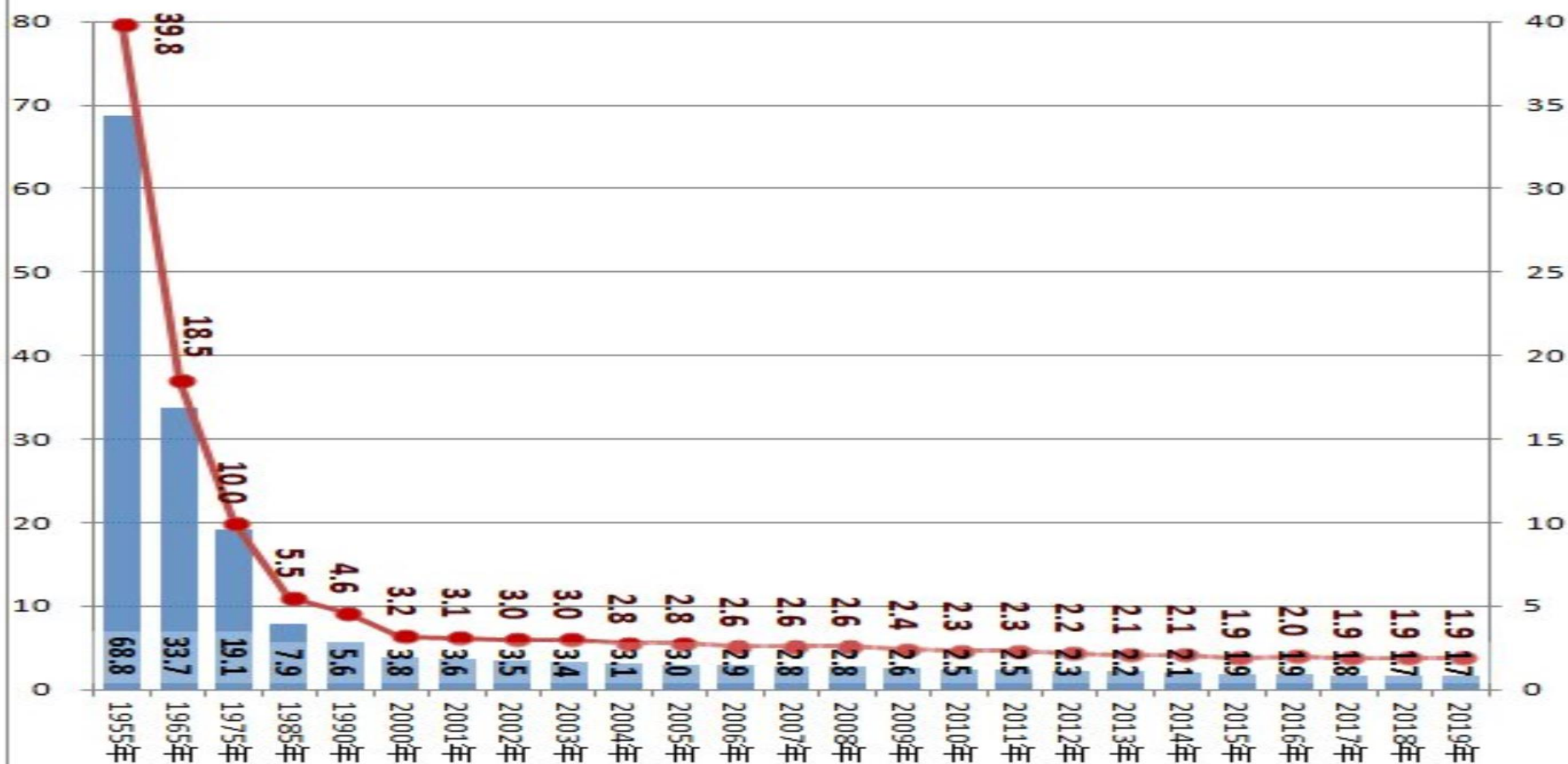
乳幼児突然死症候群とは……

- それまでの健康状況及び既往歴からその死亡が予測できない
- しかも死亡状況調査及び解剖検査によってその原因が同定されない
- 原則として1歳未満に突然死をもたらした症候群をいう
- 乳幼児突然死症候群は、生後2か月が一番多いとされ、生後6か月以降では発症が少ない
- 日本での発症頻度はおよそ出生6,000～7,000人に一人と推定される
- 年間100人余りが本症候群で死亡している。

乳児死亡数・死亡率

(死亡数)

(死亡率)



乳児死亡数(1000人)

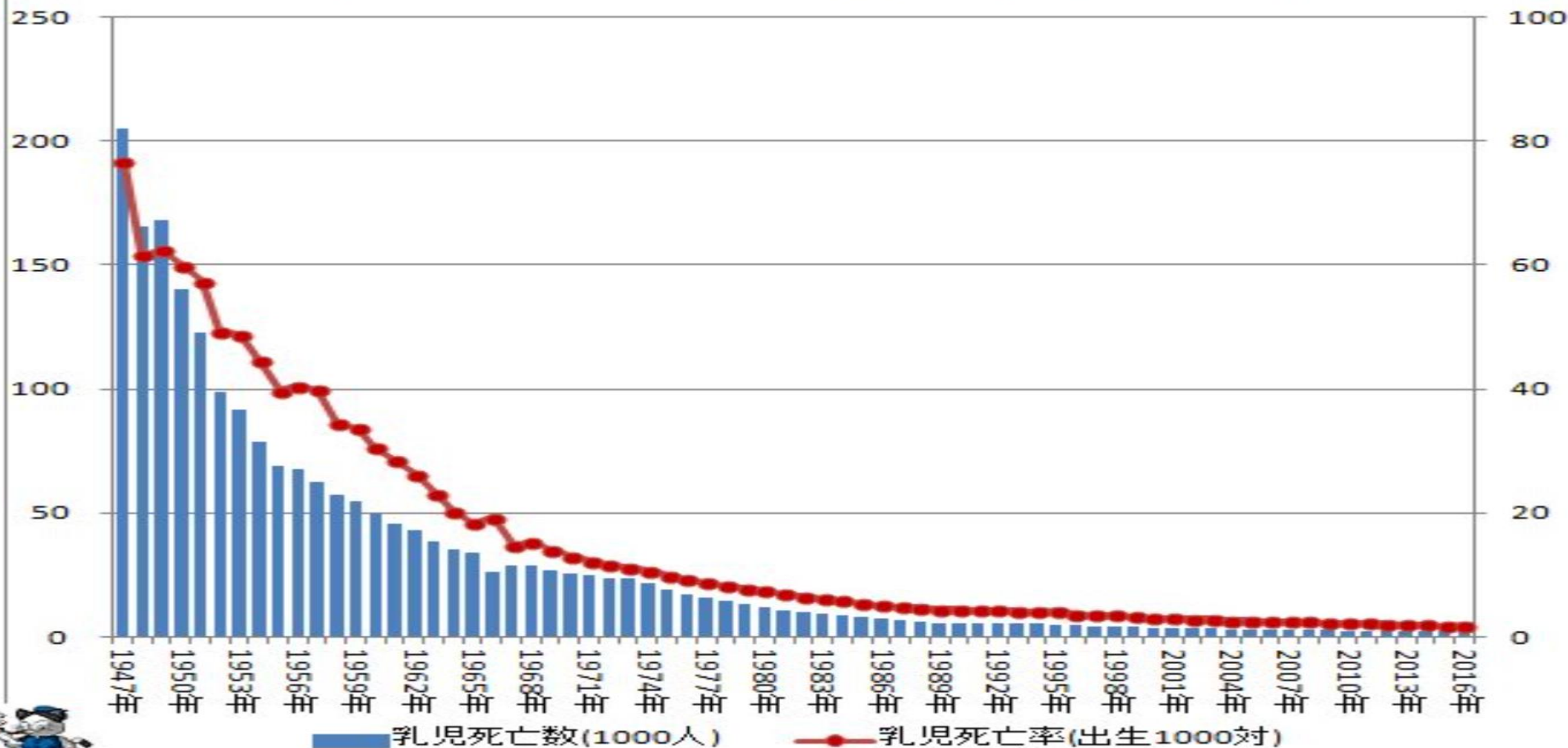
乳児死亡率(出生1000対)



(死亡数)

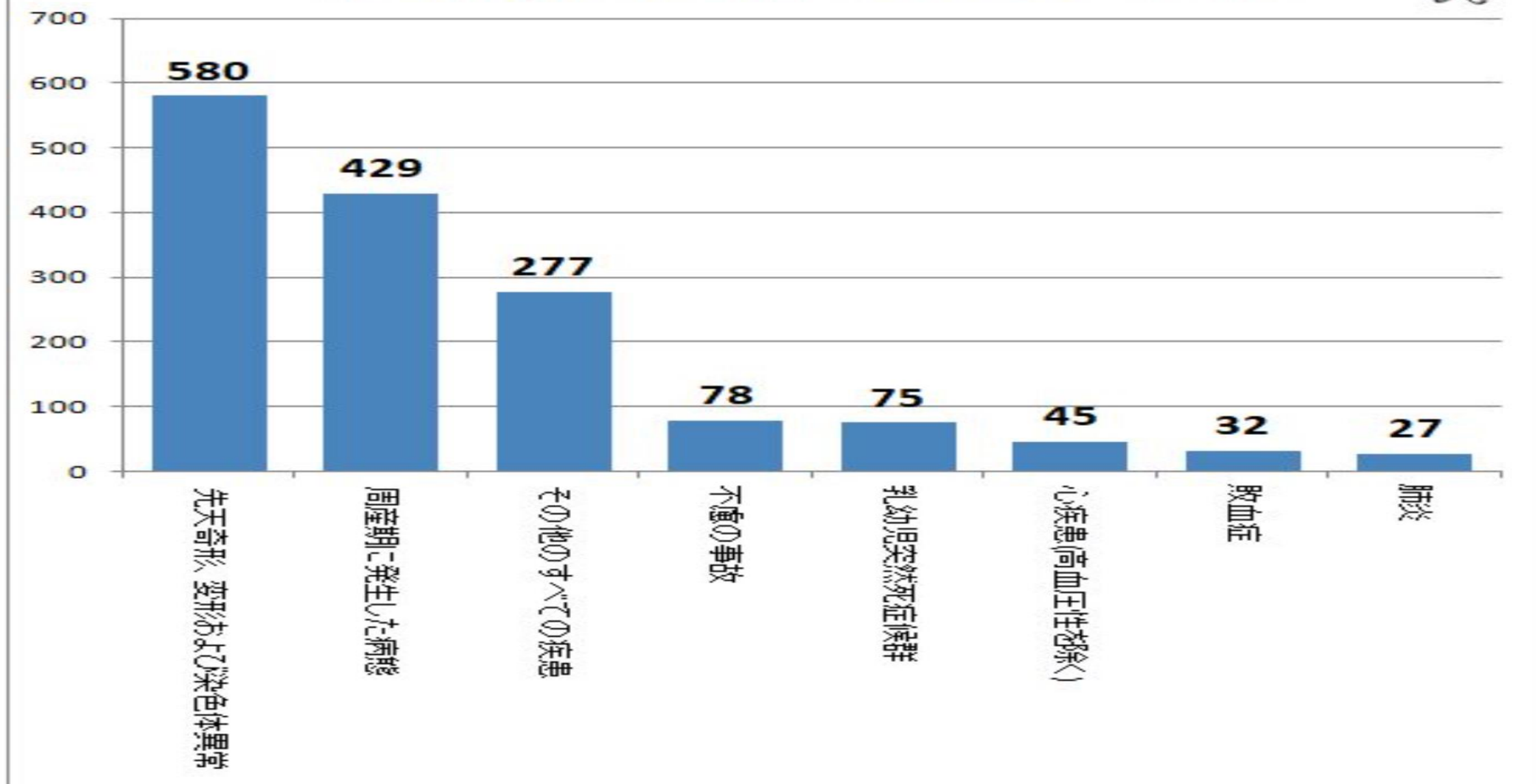
乳児死亡数・死亡率の推移(戦後限定)

(死亡率)



乳児死亡数・死亡率の推移(戦後限定)(~2016年)

主な死因別乳児死亡数(人)(2019年)



<睡眠中の配慮>

- ①十分な観察が出来る室内の明るさの確保
- ②顔面や唇の色の確認
- ③鼻や口の空気の流れや音の確認
- ④呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- ⑤体に触れての体温確認

<睡眠中の注意事項>

- ①布団は固めが望ましい
- ②シーツにしわやずれがないか
- ③授乳後の排気(げっぷ)が十分に出来たか
- ④睡眠時に衣服の裾や袖口で口がふさがれないか
- ⑤顔の周りやベットの柵にタオルなどを置く・掛けるなどをしていないか
- ⑥掛け布団などが顔にかからないようにしているか
- ⑦目覚めた時に口に入れる危険がある玩具などを置いていないか

重大事故が発生しやすい場面

①睡眠中

【窒息事故の除去方法のポイント】

～ガイドラインより抜粋～

- 医学的理由で、意思からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせる事が重要。何よりも一人にしない事。寝かせ方に配慮を行う事。安全な睡眠環境を整える事は、窒息や事故等を未然に防ぐことになる。
 - 柔らかい布や布団を使用しない。
 - ヒモまたは、ひも状のものを置かない。
 - 口の中に異物が無いか確認する。
 - ミルクや嘔吐物が無いか確認する。
 - 子どもの数、職員の数に合わせて定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止などの異常が発生した場合の早期発見・重大事故の予防の為の工夫をする。
- ※他にも、窒息リスクがあることに気付いた場合は、留意点として記録し、施設・事業所内で記録する。

睡眠中の 赤ちゃんの死亡を 減らしましょう

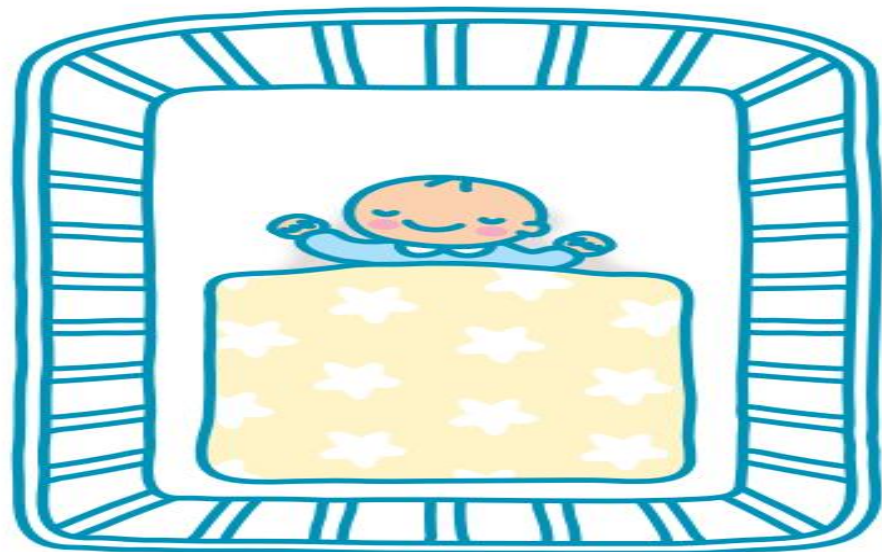
乳幼児突然死症候群

睡眠中に赤ちゃんが死亡する乳幼児突然死症候群 (SIDS: Sudden Infant Death Syndrome) という病気があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気です。
- 令和4年には47名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第4位です。



乳幼児突然死症候群 (SIDS) について



SIDSの
発症率を低くする
3つのポイント


1 1歳になるまでは、
寝かせる時はあおむけに
寝かせましょう


2 できるだけ
母乳で育てましょう


3 たばこを
やめましょう

窒息事故防止のために

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) のほか、窒息などによる事故があります。

- ベビーベッドに寝かせ、柵は常に上げておきましょう
- 敷布団・マットレス・枕は固めのものを、
掛け布団は軽いものを使いましょう
- 口や鼻を覆ったり、
首に巻き付くものは置かないようにしましょう

(1) 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発生率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

(2) できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発生率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。

(3) たばこをやめましょう

たばこはSIDS発生の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

< 安定した睡眠の保証には >

- 落ち着いた環境を作る
- 決まった保育者が決まった場所で安心して眠れるようにする
- 入眠前の状態でも子どもが自分の時間に浸れるような場所の確保する
- 家庭での睡眠時の習慣を保護者からよく聞き取り、早く安定した睡眠がとれるようにする
- 愛用品のタオルなどが必要な場合は、柔軟な対応をする
- 室内は暗くする必要がなく、睡眠中の子どもの顔が良く見えるようにしておく
- 睡眠中の体温が放出され皮膚温度が上がる為、室温の調整には十分気を付ける

窒息・誤飲事故

就寝時の窒息事故

(0歳～1歳くらい)

- できるだけベビーベッドを利用することで、多くの事故を避けることができる可能性があります。

うつぶせで寝て、顔が柔らかい寝具に埋もれる



<注意ポイント>

1. 大人用ベッドではなく、できるだけベビーベッドに寝かせ、敷布団やマットレス等の寝具は硬めのものを使用しましょう。
2. 1歳になるまでは、寝かせる時は、あお向けに寝かせましょう。

掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、スタイ（よだれかけ）で窒息



<注意ポイント>

1. 掛布団は、こどもが払いのけられる軽いものを使用し、顔にかぶらないようにしましょう。
2. 寝ているこどもの顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする物は置かないようにしましょう。

ベッドと壁の隙間などに挟まれる



<注意ポイント>

1. 寝ている間に動き回り、大人用ベッドと壁や後付け柵の隙間などに頭や顔が挟まるなどしないよう、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。
2. 大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、生後18か月未満の乳幼児には絶対に使用しないでください。

家族の身体の一部で圧迫される



<注意ポイント>

寝かしつけの時に、添い寝をして意図せず寝込んでしまう、また同じ寝具で就寝している際に大人の身体の一部で圧迫してしまわないように、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。

ミルクの吐き戻しによる窒息

<注意ポイント>

授乳した後は、げっぷをさせてから寝かせるようにしましょう。

ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息

(0歳～6歳くらい)



<注意ポイント>

1. ひもが首に絡まらないよう、こどもの手が届かない所にまとめましょう。
2. ソファなど、踏み台になる物をひもの近くに設置しないようにしましょう。
3. ひも部分がないなどの安全性の高い商品を選びましょう。

包装フィルム、シールなどの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. 菓子やペットボトルの包装フィルムを口に入れたり、かじったりしていると破片を誤飲・誤えんして、窒息することがあります。また、年上のこどもの遊んでいるシール、パッケージについているシール等も同様です。
2. 包装フィルムやシールがついている物、容器などで遊ばせないようにしましょう。

医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. 医薬品や洗剤などの誤飲は、重大な症状を引き起こすおそれがあります。
2. 医薬品、食品と見た目が似ている洗剤や化粧品、入浴剤などは、こどもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

たばこ、お酒などの誤飲

(0歳～3歳くらい)



<注意ポイント>

1. たばこやお酒の誤飲は、ひどい中毒症状が出る可能性があります。
2. たばこやお酒は、こどもの目に触れない場所や、手の届かない場所に保管しましょう。

ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲

(0歳～5歳くらい)



<注意ポイント>

1. ボタン電池の誤飲は、食道に詰まったり胃の中にとどまったりすると重症事故につながります。ボタン電池を利用している器具は、電池が取り出せないようカバーを固定しましょう。
2. 樹脂製の吸水ボールの誤飲により、腸閉塞などを起こすことがあります。
3. 複数の磁石の誤飲は、磁石が腸壁を挟んでくっつき消化管穿孔（消化管に穴があくこと）や腸閉塞などを起こすおそれがあります。これらの物はこどもの手の届かない、見えないところに保管しましょう。

おもちゃなど小さな物で窒息

(0歳～6歳くらい)



こどもまんなか
こども家庭庁

<注意ポイント>

1. 年上のこどものおもちゃには、小さな部品が含まれていることがあります。対象年齢になるまでは、こどもの手の届かない所に保管し、遊ばせないようにしましょう。
2. おもちゃの購入時や利用時は、商品の対象年齢を必ず守りましょう。

食事中に食べ物で窒息

(0歳～6歳くらい)



<注意ポイント>

1. パン、カステラ、こんにゃく、キノコ類、海藻類、ゆで卵、肉 などは、1cm大程度まで小さくして与えましょう。
2. 球形の食品（プチトマト、ブドウなどの果物、飴、チーズ、うずらの卵など）は、吸い込みにより窒息の原因となります。4等分にして、ブドウなどの皮は除去してから与えましょう。
3. いか、エビ、貝など噛みきりにくい食材は0、1歳児には与えないようにしましょう。気管・気管支に入りやすい豆・ナッツ類は、5歳以下のこどもには食べさせないようにしましょう。
4. 食品を口に入れたまま遊んだり、話したり、寝転んだりさせないようにしましょう。また、泣いているこどもをあやそうとして、食品を食べさせるのはやめましょう。

4、乳幼児の排泄とその環境・援助の実際 P70

(1)1歳未満児

※オムツ替え動画(メリーズテープタイプ動画)

①3か月未満児

○30分から40分おきにおしっこを、便は1日2～3回

- ・話しかけながら、乳児としっかり向き合ってオムツ替えする
- ・「おむつ替えようね」「きれいに拭こうね」と声を掛けて

②おおむね3か月～6か月

○首がすわり手足に力がつく時期

- ・乳児とコミュニケーションを図る時間として行う
- ・乳児の言葉の反応を確かめながら「上手に出来たね」と話す

③おおむね7か月～9か月

○オムツを替えることに応えるようになる

- ・オムツ交換で気持ち良くなることが分かるようにする
- ・「おむつ換えましょうね」「気持ち良くなったね」と声を掛けて
- ・便が緩い時はシャワーを使用する

④おおむね10か月～1歳6か月

○つかまり立ちと伝え歩きが始まる時期

- ・保育者と手を繋いでオムツ交換場所へ
- ・自分でしたい気持ちが強くなる
- ・意欲を受け止め、励ましながら
- ・次のステップに挑戦しようとする子どもの気持ちが芽生える

⑤おおむね1歳6か月から3歳児

○トイレトレーニングの開始

- ・家庭と連携して開始する
- ・トレーニングパンツでの失敗は叱らない
- ・子どもの排尿感覚に合わせてトイレに連れて行く
- ・タイミングが良く排泄出来たら褒める
- ・排泄後の手洗いは欠かせない生活習慣として援助する

5、清潔の習慣 P73

(1)手洗いの習慣付け

○保育士がモデルとなり清潔の習慣を

- ・毎日、傍について手伝う、見せる
- ・基本的な生活習慣を適切に行うよう援助する
- ・「気持ち良くなったね」「きれいに洗えたね」の声かけを行う

※正しい手洗い方法とは・・・
手洗い動画

さあ、みんなであらおう!!

1

水で手を
ぬらして



2

せっけんを
手にとって



3

あわ立て
ブクブク



4

手のこう
モリモリ



5

ゆびのあいだ
モリモリ



6

おやゆび
クルクル



7

手のひら・ゆびのさき
ゴシゴシ



8

手くび
クルクル



9

しっかり
ながして



10

きれいに
ふいて



ピッカ
ピカ

第3節 3歳以上児の保育に移行する時期の保育 P79～P84

○保育士と子どもの比率の変化

- 0歳児は3対1での保育
- 1・2歳児は6対1での保育
- 3歳児は15対1へ変更
- 3歳児は1号認定と2号認定が混在する
- 子どもの育つ環境による子どもの育ちの問題(幼さが残る)
- 10の姿を意識した保育の計画の重要性

国が定めた保育士の配置基準

保育士の配置基準（国の配置基準）

子供の年齢	保育士の配置人数
0歳児	概ね3人に保育士1人～
1、2歳児	概ね6人に保育士1人～
3歳児	概ね20人に保育士1人～
4、5歳児	概ね30人に保育士1人～

3つの認定区分について

教育・保育給付認定には3つの区分があり、この3つの認定区分に応じて、利用できる施設など(区立幼稚園、新制度に移行する私立幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業)が決まります。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 利用先 区立幼稚園(対象は4歳、5歳)、認定こども園(教育認定枠)、新制度に移行する私立幼稚園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由(注釈)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 利用先 保育園、認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由(注釈)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 利用先 保育園、認定こども園(保育認定枠)、地域型保育事業

(注釈) 保護者の就労や病気、就学など、家庭において保育ができない事情。

●幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿

- ア 健康な心と体
- イ 自立心
- ウ 協同性
- エ 道徳性・規範意識の芽生え
- オ 社会生活との関わり
- カ 思考力の芽生え
- キ 自然との関わり・生命尊重
- ク 数量や図形・標識や文字への関心・感覚
- ケ 言葉による伝え合い
- コ 豊かな感性と表現

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※10の姿について

- 10の姿は到達目標ではなく、育ちにつながる豊かな経験が保障されているかを問う視点
- 乳幼児にふさわしい遊びや生活を積み重ねて行くことによりこれらの10の姿が見られるように
- 出来ない、出来た、覚えた、覚えていない、という知識や技術の到達点を問うものではない
- 子どもの育ちが保育施設から小学校へと学びの場が異なっても、幼児期に育まれた10の姿を小学校教育へと連続性を持ちながら接続していく事が求められる

※PW参照「10の姿」

memo

子どもの発達と起こりやすい事故

子どもは運動機能の発達とともに、いろいろなことができるようになります。その一方で、様々な事故にあうおそれが出てきます。起こりやすい主な事故が、発生しやすい時期の目安を矢印で記載しました。

発達の目安	誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
		首すわり		口の中に物を入れる	座る		ハイハイをする		つかまり立ちをする	
		足をバタバタさせる		見た物に手を出す		寝返りをうつ		物をつかむ		
				離乳食を始める						

窒息・誤飲事故

就寝時の窒息事故

うつぶせで寝て、顔がやわらかい寝具に埋もれる
掛布団、ベッド上の衣類、ぬいぐるみ、よだれかけで窒息

ベッドと壁の隙間などに挟まれる
家族の身体の一部で圧迫される
ミルクの吐き戻しによる窒息

ブラインドやカーテンのひもなどによる窒息

食事中に食べ物で窒息

おもちゃなど小さな物で窒息

ボタン電池、吸水ボール、磁石などの誤飲 医薬品、洗剤、化粧品などの誤飲

発達の目安

誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
	首すわり		口の中に物を入れる	座る		ハイハイをする		つかまり立ちをする	
	足をバタバタさせる		見た物に手を出す		寝返りをうつ			物をつかむ	
			離乳食を始める						

水まわりの事故

浴槽へ転落し溺れる

洗濯機、バケツや洗面器などによる事故

入浴時に大人が目を離して、溺れる

やけど事故

お茶、味噌汁、カップ麺などでのやけど
電気ケトル、ポット、炊飯器でのやけど

暖房器具や加湿器でのやけど
調理器具やアイロンでのやけど

発達を目安

誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
	首すわり		口の中に物を入れる	座る		ハイハイをする		つかまり立ちをする	
	足をバタバタさせる	見た物に手を出す		寝返りをうつ			物をつかむ		
			離乳食を始める						

起こりやすい主な事故

転落・転倒事故

大人用ベッドからの転落

ベビーベッドやおむつ替え時の台からの転落

椅子やソファからの転落

階段からの転落、段差での転倒

抱っこひも使用時の転落

ベビーカーからの転落

発達の目安

誕生	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
	首すわり		口の中に物を入れる	座る		ハイハイをする		つかまり立ちをする	
	足をバタバタさせる		見た物に手を出す		寝返りをうつ			物をつかむ	
			離乳食を始める						

自動車・自転車
関連の事故

チャイルドシート未使用による事故

車のドアやパワーウインドに挟まれる事故

車内での熱中症

子ども乗せ自転車での転倒

テーブルなどの家具で打撲

キッチン付近で包丁、ナイフ
カミソリ、カッター、はさみ
小さな物を鼻や耳に入れる

挟む・切る・その他の事故

エスカレーター、エレベーターでの事故